

第9編 資料編

目次

条例・要綱・規則

七尾市防災会議条例	1
七尾市災害対策本部条例	3
七尾市災害対策本部規程	4
七尾市自主防災組織等育成事業補助金交付要綱	10
七尾市災害防止事業補助金交付要綱	12
七尾市緊急防災情報告知システムの管理及び運用に関する規則	13
七尾市津波避難施設整備事業補助金交付要綱	15
七尾市防災倉庫の管理に関する要綱	18
七尾市罹災証明書等交付要綱	19
七尾市避難行動要支援者避難支援制度に関する実施要綱	21
七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例	24
七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	28
七尾鹿島消防本部警防活動規程	31
七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画	39
七尾鹿島消防本部地震災害時警備計画	44
七尾鹿島消防本部NBC災等時警備計画	50

組織・体制

配備体制基準と動員対象職員	60
災害発生時の職員の行動	66
七尾市水防体制・災害（雪害）対策本部連絡系統図	68
七尾市災害対策本部レイアウト	69
七尾鹿島消防の機構図	70
防災関係機関等連絡一覧表	71
自主防災組織一覧表	73

通信設備等

同報系屋外拡声子局設置一覧	77
---------------	----

防災行政無線及び緊急情報告知システムの概要.....	81
緊急情報など住民への情報伝達手段.....	82
七尾市防災関係配信方法一覧.....	83
気象情報・緊急情報の伝達の流れ.....	84
七尾市「防災ラジオ」について.....	85
災害時優先電話、衛星電話及び携帯電話.....	86
災害対策用移動通信機器の無償貸与（北陸総合通信局）.....	87
市町村～県庁間非常通信ルート（北陸地方非常通信協議会）.....	88

避難所・資機材

防災拠点一覧.....	89
指定緊急避難場所及び指定避難所一覧.....	90
福祉避難所一覧.....	92
指定緊急避難場所等の看板.....	93
避難に関するフローチャート.....	95
緊急輸送道路ネットワーク図.....	96
ヘリコプター離着陸可能場所（緊急離着陸場）、場外離着陸場.....	97
自衛隊航空機の行う災害活動に対する諸準備.....	99
備蓄物資等一覧表.....	101
災害用非常食等購入計画.....	102
市内公共施設におけるAED設置場所.....	103
災害拠点病院、救急告示病院、一般医療病院、診療所.....	105
応急仮設住宅建設候補地リスト.....	108

災害危険箇所等

重要水防箇所の重要度判定基準.....	109
重要水防箇所一覧.....	110
重要水防箇所図.....	111
水防倉庫、雨量、水位局、輸送ルート図.....	112
水防上重要な水門・樋門・樋管及びため池.....	113
高潮注意箇所（農地）.....	114
異常気象時及び特殊危険地域における道路通行規制（通行止）箇所.....	115

異常気象時の道路通行規制箇所図.....	116
水防法第 15 条に定める要配慮者利用施設.....	117
土砂災害警戒区域等の説明.....	118
土砂災害（特別）警戒区域一覧.....	120
山腹崩壊危険地区一覧表（森林関係）.....	129
崩壊土砂流出危険地区一覧表（森林関係）.....	132
地すべり危険地区一覧表（農林・森林・砂防関係）.....	134
緊急速報メールによる土砂災害警戒情報発表の地区別一覧.....	135
急傾斜地崩壊危険個所に関する避難路一覧表.....	136
土砂災害（特別）警戒区域における要配慮者利用施設.....	137
御祓川洪水避難地図（ハザードマップ）.....	138
二宮川洪水避難地図（ハザードマップ）.....	139
熊木川洪水避難地図（ハザードマップ）.....	140
土砂災害ザードマップ.....	141
揺れやすさマップ.....	142
危険度マップ（地震）.....	143
液状化しやすさマップ.....	144
津波避難地図（ハザードマップ）.....	146
雪崩危険箇所一覧表.....	147
雪害に伴う孤立集落となる恐れのある町会.....	150
孤立町会及び準孤立町会、雪崩危険箇所、積雪観測所図.....	151

災害救助法関係

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	152
-------------------------------------	-----

災害応援協定関係

災害応援協定等一覧.....	155
----------------	-----

その他

七尾市の指定・登録文化財一覧.....	156
警報・注意報発表基準一覧表.....	162

気象等に関する特別警報の発表基準.....	163
府県気象情報.....	164
気象情報による時に関する用語.....	166
雨の強さと降り方.....	167
風の強さと吹き方.....	168
震度階級関連解説表.....	169
インターネットによる防災気象情報等の監視.....	170
各観測所一覧.....	171
災害の基礎知識.....	173
被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）.....	177

○七尾市防災会議条例

平成16年10月1日

条例第16号

改正 平成18年6月23日条例第47号

平成21年6月26日条例第26号

平成24年12月20日条例第46号

平成25年3月25日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、七尾市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 七尾市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 石川県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 石川県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長及び教育委員会事務局の職員のうちから市長が指名する者
 - (6) 消防長、第1消防団長及び第2消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認め、任命する者
- 6 前項の委員の定数は、50人以内とする。

7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年6月23日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月26日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日条例第6号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○七尾市災害対策本部条例

平成16年10月1日

条例第17号

改正 平成24年9月27日条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、七尾市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成24年9月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この訓令は、七尾市災害対策本部条例(平成16年七尾市条例第17号)第5条の規定に基づき、七尾市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(組織及び分掌事務)

第2条 本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員をもって組織する。

2 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

4 班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な事項について体制を整備しておかなければならない。

5 本部長、副本部長その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、「七尾市」の腕章を着用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第3条 本部は、災害の程度により本部室を本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「七尾市災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各班長がそれぞれ所属職員のうちから指名するものをもって充てる。

5 本部連絡員は、各班の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

(本部開設)

第4条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めるとき活動を開始するものとする。

(本部開設前の処置)

第5条 総務部長は、予報、警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について処理するものとする。

(1) 予報、警報、情報の収集及び連絡調整

(2) 人員配備の指示

(3) 関係班との連絡調整

2 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報の受理をした当直員は、直ちに総務部長に通報して指示を受けなければならない。

(配備体制の基準、編成計画等)

第6条 本部は、被害を最少限に防止するため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとし、配備の種別内容等の基準については、別表第2に掲げるところによる。

(配備の開始及び解除)

第7条 各班における配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(非常情報の報告及び通報)

第8条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は総務部長は、各班長及び関係機関からの情報を直ちに本部長に報告するとともに、応急対策の概況を逐次県へ報告するものとする。

2 本部長は、災害に関する予報、警報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項について直ちに市民その他関係団体に通報するとともに予想される災害の事態及びこれに対処して採るべき処置等について周知させるものとする。

(本部の解散)

第9条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたとき、又は当該災害に必要な応急措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を解散するものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月27日訓令第6号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年5月22日訓令第11号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成21年3月25日訓令第16号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第16号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月19日訓令第17号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年5月15日訓令第14号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年3月28日訓令第11号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月16日訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

七尾市災害対策本部組織及び分掌事務

本部長 市長、副本部長 副市長・教育長

部名(本部員)	班名	課名(◎印班長)	分掌事務
総務部 (部長) 議会事務局 (局長)	総務班	◎総務課 (防災対策室) 秘書人事課 監理課 議会事務局 監査委員事務局	1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 本部員会議に関する事。 3 本部長の命令伝達に関する事。 4 防災気象情報の受信及び伝達に関する事。 5 災害に関する情報資料の収集及び提供に関する事。 6 避難勧告・指示・警戒区域の設定に関する事。 7 防災関係機関及び各部との連絡調整に関する事。 8 県、自衛隊その他派遣要請に関する事。 9 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関する事。 10 災害時の交通安全対策に関する事。 11 車両の確保に関する事。 12 市有財産その他の被害報告の取りまとめに関する事。 13 輸送手段の確保に関する事。 14 行政情報通信設備(イントラネット)の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 15 市民相談に関する事。 16 食料の確保、保管及び配布に関する事。 17 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 18 視察者、見舞者等の接遇に関する事。 19 職員の動員状況把握及び厚生に関する事。 20 他自治体職員の応援受け入れに関する事。 21 各班に属しないこと。 22 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。
	企画班	◎企画財政課 会計課	1 復興計画に関する事。 2 資金計画に関する事。 3 公共交通機関の被害に関する情報の取りまとめに関する事。 4 緊急経費の支払に関する事。
	調査班	◎税務課	1 家屋等の被害調査に関する事。 2 災害に伴う市税の減免等に関する事。 3 災証明書の発行に関する事。
市民生活部 (部長)	広報班	◎広報広聴課 地域づくり支援課 市民課	1 ボランティア活動の支援に関する事。 2 外国人支援対策活動に関する事。 3 避難所の運営協力に関する事。 4 被災者の陳情処理に関する事。 5 災害に関する記録映像の収集及びCATV放映に関する事。 6 ホームページ等への災害に関する情報掲載に関する事。

			<p>7 行政情報通信設備(CATV網)の被害状況及び応急復旧に関する こと。</p> <p>8 報道機関への情報発信に関すること。</p> <p>9 遺体の埋火葬の許可に関すること。</p> <p>10 り災証明書の発行の支援に関すること。</p> <p>11 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。</p>
	環境班	◎環境課	<p>1 し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理に関すること。</p> <p>2 応急トイレ対策活動に関すること。</p> <p>3 清掃等の処理及び対策に関すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設の災害対策に関すること。</p> <p>5 災害時の公害発生防止指導に関すること。</p> <p>6 公害苦情の処理及び対策に関すること。</p>
健康福祉部 (部長)	災害救助 班	◎福祉課 子育て支援課 高齢者支援課 保険課 健康推進課	<p>1 被災者の収容及び援護に関すること。</p> <p>2 災害時要配慮者に関すること。</p> <p>3 避難所設置及び運営に関すること。</p> <p>4 生活必需品の確保、保管及び配布に関すること。</p> <p>5 義援金の受入、管理及び配布に関すること。</p> <p>6 社会福祉施設の災害対策に関すること。</p> <p>7 身元不明者の遺体の搬送、埋火葬に関すること。</p> <p>8 遺体安置所の開設、運営に関すること。</p> <p>9 災害時における医療機関との連絡に関すること。</p> <p>10 救護所の設置及び運営に関すること。</p> <p>11 福祉避難所との連絡調整に関すること。</p> <p>12 人的被害の調査に関すること。</p> <p>13 被災者の健康管理に関すること。</p> <p>14 感染症の予防及び防疫に関すること。</p> <p>15 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。</p>
産業部 (部長)	農林水産 班	◎農林水産課 農業委員会事務局	<p>1 農林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>2 農地及び林地の被害調査に関すること。</p> <p>3 農畜産物及び林産物の被害調査に関すること。</p> <p>4 農地及び農業用施設の災害対策に関すること。</p> <p>5 治山及び林道の災害対策に関すること。</p> <p>6 水産関係施設の災害対策に関すること。</p> <p>7 水産物及び水産関係施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。</p> <p>8 市場施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>9 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。</p>
	商工班	◎観光交流課 産業振興課	<p>1 観光客の被害調査に関すること。</p> <p>2 観光施設の被害調査に関すること。</p> <p>3 商工業の被害調査に関すること。</p>

			4 商工業者に対する被害復旧援助に関する事
建設部 (部長)	土木班	◎土木課 都市建築課	1 公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 河川等の応急復旧その他緊急措置に関する事。 3 港湾・漁港施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 道路、橋梁等の応急復旧その他緊急措置に関する事。 5 水防活動に関する事。 6 道路の除雪計画の策定及び実施に関する事。 7 被災建築物応急危険判定に関する事。 8 都市施設の災害対策に関する事。 9 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧に関する事。 10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関する事。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事。 12 市有建物の応急復旧に関する事。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。
	上下水道 班	◎上下水道課	1 上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 給水活動に関する事。
教育委員会事 務局 (部長)	教育班	◎教育総務課 学校教育課 スポーツ・文化 課 図書館	1 文教施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 応急教育に関する事。 3 学用品及び教科書の確保及び支給に関する事。 4 学校給食及び保健衛生保全措置に関する事。 5 文化財の被害調査及び応急復旧に関する事。 6 避難所の運営協力に関する事。 7 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する事。
七尾鹿島消防 本部 (消防長)	消防班	◎消防本部	1 消防、救助及び救急活動に関する事。 2 行方不明者捜索活動に関する事。 3 火災証明(火災)に関する事。
公立能登総合 病院 (経営本部長)	病院班	◎能登総合病院	1 災害医療活動に関する事。

注 各室及び出先機関は、所属する課の分掌事務とする。

別表第2(第6条関係)

配備体制の基準、編成計画等

配備体制	配備基準	動員対象職員
注意配備体制	相当規模の災害の発生が予想されるが、その程度の予測が困難な段階	あらかじめ指名する所管の要員を配備し、主として連絡にあたる体制 (各班に必要な職員)
警戒配備体制	局部的であるが、大規模の災害の発生が予想される段階、及び相当規模の災害が発生した段階	関係各班の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制 (各班に必要な職員の増員)
災害対策本部体制	市内全域にわたる大規模の災害の発生が予想される段階、及び大規模の災害が発生した段階	原則として全職員 ただし、災害対策本部長が災害の発生規模(予測を含む。)から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

七尾市告示第30号

七尾市自主防災組織等育成事業補助金交付要綱（平成17年七尾市告示第119号）の全部を次のように改正する。

平成28年3月9日

七尾市長 不嶋豊和

（趣旨）

第1条 この告示は、自主的な地域ぐるみの自主防災組織等の育成強化を図ることにより、防災関係機関の活動のみならず初期における地域の協力体制を確保し、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、自主防災組織等が七尾市自主防災組織等育成事業に対し、補助金を予算の範囲内において交付するものとし、この交付に関しては、七尾市補助金交付規則（平成16年七尾市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども消防クラブ等 子ども消防クラブ及び女性防火クラブをいう。
- (2) 自主防災組織 市の区域に存する町内会（2以上の町内会が協働する場合を含む。）を単位とした自主防災を目的として結成された団体であって、市長に自主防災組織の設置に係る規約を届け出た団体をいう。
- (3) 自主防災組織等 自主防災組織及び町内会をいう。
- (4) 防災資機材 自主防災組織等が防災活動を行う上で使用する資機材をいう。

（補助の対象及び補助率）

第3条 第1条に規定する事業の種類、補助金交付の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（その他）

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	組織等	補助金の交付対象	補助率・補助金額
子ども消防クラブ等運営費	子ども消防クラブ等	・子ども消防クラブ等の運営費（会議、研修等）	事業費の2分の1で30,000円を限度とする。
結成助成費	自主防災組織	・活動費（防災訓練、資機材の点検等）	50,000円を限度とする。ただし、自主防災組織を設立した町内会等に対し、1回に限り補助するものとする。
防災資機材等購入費	自主防災組織等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報連絡用 <ul style="list-style-type: none"> ・サイレン付拡声器、携帯用ラジオ、トランシーバー等 2. 初期消火用 <ul style="list-style-type: none"> ・消防器具置場の新設又は修理 ・消火栓ホース、同格納庫、消火器具の購入及び据付費、修理費 ・バケツ、ヘルメット 3. 水防用 <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣、防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、かけや、杭、土のう袋等 4. 救出用 <ul style="list-style-type: none"> ・バール、はしご、のこぎり、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、油圧式救助器具、可搬式ウインチ、マスク等 5. 救護用 <ul style="list-style-type: none"> ・担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等 6. 避難所・避難用 <ul style="list-style-type: none"> ・リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識板、標旗、ライト、簡易トイレ、寝袋、暖房器具、燃料携行缶等 7. 給食・給水用 <ul style="list-style-type: none"> ・炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等 8. 防災倉庫 9. 避難誘導サイン 10. 上記のほか防災活動を行うため必要な資機材で、市長が認めたもの 	事業費の2分の1で250,000円を限度とする。
小型動力ポンプ購入費	自主防災組織等	・小型動力ポンプの購入	500,000円を限度とする。

備考 限度額未満の場合100円未満切捨て

○七尾市災害防止事業補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第104号

改正 平成19年2月23日告示第15号

平成27年3月27日告示第66号

(目的)

第1条 この告示は、がけ地の崩壊による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、がけ地の整備に対し補助金を交付することに関し、七尾市補助金交付規則(平成16年七尾市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ地 高さがおおむね3m以上、かつ、勾配がおおむね30度以上の傾斜地をいう。
- (2) 防災工事 がけ崩れによる災害防止のための整備工事をいう。
- (3) 応急復旧工事 現に発生したがけ崩れによる被害の拡大を防止するために行う仮設工事で、土砂、倒木等の障害物の除去その他の応急的な措置のための工事をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金は、がけ地の崩壊により居住者その他の者に危害が生じるおそれがある又は崩壊が生じたがけ地の防災工事及び応急復旧工事に対し、予算の範囲内で交付するものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 自然がけ地であること。
- (2) 他の補助事業対象外がけ地であること。
- (3) 防災工事を実施すること。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、がけ地の整備に要する経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年2月23日告示第15号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日告示第66号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

○七尾市緊急防災情報告知システムの管理及び運用に関する規則

平成25年3月25日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害等緊急時における迅速かつ的確な情報その他住民に必要な情報を伝達するため、市が設置する緊急防災情報告知システム(以下「告知システム」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括責任者)

第2条 総括責任者は、告知システムの管理及び運用を統括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括責任者は、防災担当部長をもって充てる。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は、告知システムを管理し、総括責任者の命を受け、告知システムの管理及び運用を行い、放送取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災担当課長をもって充てる。

(放送取扱者)

第4条 放送取扱者は、管理責任者の指揮のもと、告知システムの操作及び放送を行う。

2 放送取扱者は、防災担当主管課の職員のうちから管理責任者が指名した者をもって充てる。

(放送の種類及び放送時間)

第5条 放送の種類及び放送時間は、次のとおりとする。

(1) 緊急放送 災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生するおそれのある場合

(2) 臨時放送 緊急放送を除いて、時間を定めずに放送する場合

2 放送の範囲別の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一斉放送 全市域を対象として行う放送

(2) 地区放送 公民館の地区を対象として行う放送

(禁止事項)

第6条 次に掲げるものは、放送してはならない。

(1) 個人及び特定人あて通知等により周知できるもの

(2) 営利宣伝目的に関する内容のもの

(3) 宗教的なもの

(4) 選挙活動又は政治運動に関する内容のもの

(5) 個人情報に関すること

(6) 公序良俗に反すること

(放送の依頼)

第7条 放送により周知する必要がある場合は、放送予定日の3日前までに、放送依頼書(別記様式)を管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項の依頼を受けたときは、その内容を検討し、放送の可否について決定しなければならない。この場合において、放送しないことを決定した時は、その旨を放送依頼者に通知するものとする。

(放送の制限)

第8条 総括責任者は、災害発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

(放送設備の保全)

第9条 管理責任者は、放送設備の保全のために定期的に放送設備の保守点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

(放送訓練)

第10条 総括責任者は、非常災害発生に備え、放送機能の確認及び放送運用の習熟を図るため、定期的に放送訓練を実施するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○七尾市津波避難施設整備事業補助金交付要綱

平成24年11月5日

告示第178号

(趣旨)

第1条 この告示は、地震、津波等が発生した際の対策として、地域住民自らが行う避難経路及び避難地の整備に対し補助金を交付することに関し、七尾市補助金交付規則(平成16年七尾市規則第44号 以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難地 地震、津波等が発生した際に一時的に避難することができる場所をいう。
- (2) 避難経路 津波が発生又は発生する恐れがある場合に、避難地へ避難する経路で、車両が通行するためのものではなく、人が安全に歩くことができる幅員1メートル程度のもをいう。
- (3) 津波避難施設 避難経路及び避難地をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号の要件に該当し、用地の確保、津波避難施設の工事からその管理までを自ら行う避難経路整備事業及び避難地整備事業とする。

- (1) 七尾市津波ハザードマップで示されている津波浸水想定区域に入っており、津波発生時に津波到達予想時間内に避難できる避難経路又は避難地が確保できず、津波により被災する恐れのある地域を整備するものであること。
- (2) 十分な標高があり、津波により被災する恐れがない避難地であること。
- (3) 避難経路及び避難地が土砂崩れや建物等の倒壊の危険がなく、安全であること。
- (4) 津波避難施設の整備箇所は、市が現地調査を行った結果、必要と認めた箇所であつて、ほかに十分な津波避難施設がないこと。
- (5) 津波避難施設の整備は、地域において自主的な防災活動を行う組織が行うものであり、営利を目的としたものではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業にかかる

経費であって、次の各号に定めるところによる。

(1) 原材料 生コンクリート、砂、砕石、間伐材、手摺等

(2) 機械借上げ料 小型重機、ダンプトラック等

(補助対象者)

第5条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者で補助対象事業を実施する市内に存する者とする。

(1) 町会

(2) 自主防災組織

(3) その他市長が必要と認める者

(補助金及び補助率)

第6条 補助金の額は、別表に定めるところにより予算の範囲内において市長が必要と認める額とする。ただし、国、県又は七尾市からその他の補助金等を受けている事業は、対象としない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を申請しようとする者は、津波避難施設の整備に着手する前に規則第3条に規定する申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、規則第12条に規定する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、規則第13条第2項に規定する補助金確定通知書により、その額を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、市長に補助金の請求をするものとする。

(維持管理)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した津波避難施設を自らの負担におい

て適正に維持管理しなければならない。

(紛争等の処理)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し解決しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

別表(第6条関係)

項目	事業	補助金の額
原材料	避難経路整備事業	原材料費の10分の10とし、整備延長が30メートルまでは50,000円を限度とし、30メートルを超える場合は、10メートル毎に15,000円を加算する。なお、補助対象延長は、100メートルまでとし、125,000円を限度額とする。
	避難地整備事業	原材料費の10分の10とし、整備面積が40平方メートルまでは40,000円を限度とし、40平方メートルを超える場合は、10平方メートル毎に8,000円を加算する。なお、補助対象面積は、100平方メートルまでとし、88,000円を限度額とする。
機械借上げ料	避難経路整備事業	機械借上げ料の2分の1とし、100,000円を限度額とする。
	避難地整備事業	

備考 避難経路整備及び避難地整備を同時に実施する場合の機械借上げ料は、いずれか1事業分を補助金の算定対象とする。

○七尾市防災倉庫の管理に関する要綱

平成25年12月27日

告示第240号

(目的)

第1条 この告示は、七尾市防災倉庫(以下「防災倉庫」という。)等の管理を地区町会連合会等が行うことにより、災害時に資機材の手配が容易になり、市民が行う初期消火、救助救出活動の能力を高めるとともに、平常時は、自主防災組織等の訓練活動拠点となり、市民の生命及び財産を守ることを目的とする。

(貸与の申請)

第2条 防災倉庫及び防災倉庫内備品の貸与を受けようとする地区町会連合会等の代表者は、防災倉庫等貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定及び通知)

第3条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、防災倉庫等の貸与を決定したときは、防災倉庫等貸与決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(管理)

第4条 防災倉庫及び防災倉庫内備品を貸与された地区町会連合会等の代表者は、その点検及び清掃に努めるものとする。

(通報)

第5条 地区町会連合会等の代表は、防災倉庫及び防災倉庫内備品に破損等の事故が発生した場合、速やかに事故報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(修繕)

第6条 天災、時の経過その他被貸与者の責めに帰することのできない事由により、防災倉庫若しくは防災倉庫内備品が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、市が負担する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、その都度被貸与者と協議する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成26年1月6日から適用する。

○七尾市罹災証明書等交付要綱

平成26年4月1日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(火災を除く。以下「災害」という。)によって市内で生じた被害について、市が証明書(以下「罹災証明書等」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類)

第2条 罹災証明書等の種類は、次に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書 災害により被害を受けた事実について、市が被害状況を調査し、当該調査によって認定した被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 罹災届出証明書 災害により被害を受けた事実について、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

2 罹災証明書等において証明する事項は、災害によって生じた被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(交付の対象)

第3条 罹災証明書の交付の対象者は、災害により被害を受けた建物の所有者又は使用者とする。

2 罹災届出証明書の交付の対象者は、前項に掲げる者のほか、災害により被害を受けた塀、門扉等の工作物、家財及び事業用資産の所有者又は使用者とする。

(申請)

第4条 罹災証明書等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、罹災証明書等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 被害状況の写真
- (2) 被害場所の位置図
- (3) 被害状況を証明できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請の期限は、罹災した日から起算して1年以内とする。ただし、1年を経過した後であっても、提出書類により災害の被害の事実を確認することができ、申請の内容が正当と認められる場合は、この限りでない。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める罹災証明書等を申請者に対して、遅滞なく交付するものとする。

(1) 市が被害状況を調査し、被害の程度を認定した場合 罹災証明書(様式第2号)

(2) 前号の認定ができない場合 罹災届出証明書(様式第3号)

2 市長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、前条第1項各号に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付するものとする。

(手数料)

第6条 この告示に定める罹災証明書等の交付に係る手数料は、無料とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

七尾市告示第28号

七尾市災害時要援護者避難支援制度実施要綱（平成19年七尾市告示第143号）の全部を次のように改正する。

平成28年3月9日

七尾市長 不嶋 豊和

七尾市避難行動要支援者避難支援制度に関する実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対する避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護すべき必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 避難行動要支援者 本市に住所を有する者で、在宅生活をする75歳以上の者のほか、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護状態区分が3、4又は5と認定された者

イ 身体障害者のうち、身体障害者手帳に1級又は2級と記載されている者

ウ 知的障害者のうち、療育手帳にA又はB判定と記載されている者

エ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳に1級、2級又は3級と記載されている者

オ 高齢者のみの世帯の者

カ 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難の確保に対し、特に支援を要する者

(2) 避難支援等関係者 社会福祉法人七尾市社会福祉協議会、町会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、自主防災組織等に携わる関係者をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第3条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

(避難行動要支援者名簿の記載事項)

第4条 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所及び居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

2 市長は、避難行動要支援者名簿を円滑に作成するため、避難支援等関係者と連携して情報の把握に努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、第3条の規定により作成した避難行動要支援者名簿、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）のうち、本人の同意を得たものを提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、名簿情報を提供することにつき、本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報の利用)

第6条 避難支援等関係者は、第5条の規定により提供を受けた名簿情報を次の各号に掲げることに利用することができる。

- (1) 避難支援に関する個別計画の作成及び整備
- (2) 防災訓練
- (3) その他避難行動要支援者の避難支援に関すること。

(名簿情報の保護)

第7条 避難支援等関係者、名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の写しを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、避難支援等関係者に名簿情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

4 市長は、避難支援等関係者が名簿情報を保護し難いと判断した場合は、避難行動要支援者名簿の写しを返還させることができる。

(名簿情報の変更)

第8条 市長は、避難行動要支援者名簿に記載された事項に変更が生じたことを知ったときには、避難行動要支援者名簿にその旨を記載するとともに、避難支援等関係者に連絡するものとする。

(取消し)

第9条 市長は、避難行動要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、避難行動要支援者名簿から名簿情報を削除し、避難支援等関係者に連絡するものとする。

- (1) 避難行動要支援者が死亡したとき。
- (2) 避難行動要支援者が市外に転出したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報誌等を通じて、この告示に定める制度の周知を図るものとする。

2 避難支援等関係者は、前項の周知に協力するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、この告示の施行前に、七尾市災害時要援護者避難支援制度実施要綱(平成19年七尾市告示第143号)によって災害時要援護者として登録された者は、この告示によって登録に同意したものとみなす。

○七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成16年10月1日
条例第129号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 補則(第16条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「政令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が政令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第1項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定したときを含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、政令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(政令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等及び災害住宅資金の貸付けに関する条例(昭和49年七尾市条例第23号)、田鶴浜町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年田鶴浜町条例第16号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和51年中島町条例第21号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和52年能登島町条例第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

○七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成16年10月1日

規則第76号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、七尾市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成16年七尾市条例第129号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。以下同じ。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害住宅資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和49年七尾市規則第20号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年田鶴浜町規則第3号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成4年中島町規則第5号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和52年能登島町規則第2号)の規定によりなされた手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手續その他の行為とみなす

○七尾鹿島消防本部警防活動規程

平成 26 年 1 月 7 日

七尾鹿島消防本部訓令第 1 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、七尾鹿島消防本部の警防活動について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 警防活動 災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合に被害を最小限度にとどめるために行う活動をいう。

(2) 救助活動 災害等により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ、自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出することにより、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)の定めによる人命の救助を行う活動をいう。

(3) 救急活動 消防法に定める救急業務の対象となる活動をいう。

(4) 特別消防対象物 消防上特別の警備を必要とする次に定める消防対象物をいう。

ア 文化財建造物及び文化財を収蔵する建築物のうち消防長が指定した消防対象物

イ 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)別表第 1 に定める防火対象物(同表(17)項から(20)項までに定めるものを除く。)のうち消防長が指定した消防対象物

(5) NBC 災害 核物質、生物剤、化学剤等によるテロ及びこれらの物質に起因する災害をいう。

(6) 異常気象 乾燥、地震、台風、暴風、強風、豪雪、豪雨、洪水、高潮、津波等による災害が発生し、又は発生するおそれがある気象をいう。

(7) 非常災害 大規模な火災、震災、異常気象、特殊な物質若しくは環境下における災害、集団災害その他の災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれのある特別の警戒防ぎょを必要とするものをいう。

(警防責任)

第 3 条 消防長は、消防署長(以下「署長」という。)が行う警防活動の最高方針を決定し、統括する。

2 署長は、消防隊、救助隊及び救急隊(以下「消防隊等」という。)の運用、指揮、災害情報等を統括し、警防活動にあたる。

第 2 章 警防活動体制

第 1 節 指令室

(指令室)

第 4 条 指令室は、災害の覚知、警防活動に関する必要な指令、無線統制、情報収集、連絡等の業務を行うものとする。

(情報収集及び出動指令等)

第 5 条 指令室長は、防災関係機関、災害現場等から警防活動に関する必要な情報の収集を行い、速やかに消防長に報告するとともに警防活動上必要な措置を講じなければならない。

2 消防隊等の出動指令は、七尾鹿島消防本部災害出動規程(平成 25 年七尾鹿島消防本部訓第 1 号)の定めるところによる。

3 消防通信については、七尾鹿島消防本部通信規程(平成 25 年七尾鹿島消防本部訓第 2 号)の定めるところによる。

第2節 消防隊等の編成

(消防隊等の編成)

第6条 消防隊等は、次に定める基準により編成するものとする。

(1) 消防隊の編成は、次の各号に定める基準により編成する。

ア 消防小隊は、小隊長及び所要の隊員並びに所要の装備をした消防車両1両をもって編成し、小隊長は消防士長以上を充てる。

イ 消防中隊は、おおむね3個小隊をもって編成し、中隊長は消防司令補以上を充てる。

ウ 消防大隊は、おおむね2個中隊をもって編成し、大隊長は消防司令長を充てる。

(2) 救助隊の編成は、七尾鹿島消防本部救助活動規程(平成25年七尾鹿島消防本部訓第3号。以下「救助活動規程」という。)及び七尾鹿島消防本部水難救助活動規程(平成25年七尾鹿島消防本部訓第4号。以下「水難救助活動規程」という。)の定めるところによる。

(3) 救急隊の編成は、七尾鹿島消防本部救急活動規程(平成25年七尾鹿島消防本部訓第5号。以下「救急活動規程」という。)の定めるところによる。

(特設小隊の編成)

第7条 特設小隊は、次の各号に掲げる場合に、消防本部若しくは消防署(以下「署」という。)の職員のうちから、あらかじめ消防長又は署長(以下「消防長等」という。)が指名した者をもって第6条に準じて編成するものとする。

(1) 平常時の警備に支障があり特に必要がある場合

(2) 非常災害の発生により特に必要がある場合

(3) 火災警戒区域又は消防警戒区域の設定について特に必要がある場合

(消防隊等の配置)

第8条 消防隊及び分団消防隊等の配置は、別表第1のとおりとする。

第3節 署における勤務

(消防隊等の勤務)

第9条 消防隊等の警防活動上必要な業務は、次に定めるとおりとする。

(1) 署内勤務

(2) 署外勤務

(署内勤務における業務処理)

第10条 前条第1号に規定する署内勤務中においては、次の各号に定める事項について処理しなければならない。

(1) 災害通信及び指令通信の取扱い(様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第2号)

(2) 各種記録の作成及び関係先への連絡

(3) 消防機械器具の点検及び整備

(4) 調査事項で処理を必要とする事務

(5) 諸計画の樹立、報告書の作成、帳簿の記録その他の文書整理事務

(6) その他警防活動上必要な業務

(署外勤務における業務処理)

第11条 第9条第2号に規定する署外勤務中においては、次の各号に定める事項について処理しなければならない。

(1) 消防水利の維持及び管理

(2) 放置された物件又は道路占有等への対応

- (3) 消防対象物の位置、構造、収容人員等の調査及び検査等
- (4) 危険物、有害物質等の貯蔵又は取扱い場所に対する調査、検査等
- (5) その他警防活動上必要な業務

2 署外勤務において、警防活動上支障となる事案を確認した場合は、必要な処置を講じなければならない。この場合において、緊急を要するものについては速やかに排除するよう努めるとともに直ちに上司に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、署外勤務中における警防活動上必要な事項の処理については別に定める。

(待機)

第12条 消防隊等の隊員(あらかじめ指示された者を除く。)は、出動指令を受けたとき、直ちに出勤できるよう態勢を整えておかななければならない。

第3章 災害現場の活動

第1節 通則

(指揮の基準)

第13条 災害現場における最高指揮者は、次の基準によるものとする。

(1) 第1出動の災害現場にあつては、当該区域を管轄する署(以下「所轄署」という。)の中隊長とする。ただし、第1出動に至らない場合で、中隊長がいないときは、先着の小隊長とする。

(2) 第2出動の災害現場にあつては、所轄署長とする。

(3) 第3出動の災害現場にあつては、消防長とする。

2 前項の指揮者が災害現場に出勤していないときは、当該災害現場にいる最上級指揮者が指揮をする。

3 第1項(同項第3号を除く。)に定める指揮者が指揮する災害現場に上級指揮者が出勤し、災害の状況等から判断して特に必要と認めるときは、その者が当該現場の最高指揮者となることを宣言することができる。

4 災害現場に警防課長が出動した場合は、当該災害現場における最高指揮者と連絡を密にし、現場活動全般について指導、助言又は協力を行い、現場活動の円滑適正化を図らなければならない。

(現場報告)

第14条 前条の指揮者は、現場における火災等の状況及び防ぎょ活動の概況等を消防長に速やかに報告しなければならない。

(分団消防隊の指揮)

第15条 消防団は、消防長等の所轄の下に行動するものとし、団長は火災等の災害現場において所属の分団消防隊を指揮する。

(指揮者の担当範囲)

第16条 災害現場の最高指揮者は、災害現場における災害の状況等に応じて、下級指揮者に範囲を定めて指揮を担当させることができる。

(指揮命令の取扱い)

第17条 災害現場における活動は、原則として直属指揮者の命令により行う。ただし、前条に定めるところにより指揮担当範囲内の指揮を命ぜられた者が指揮を行う場合は、当該指揮者の指揮命令によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、直属指揮者以外の上級指揮者の指揮命令があつたときは、努めて自隊の活動目的等を伝達し、これに従うものとする。

3 災害現場の部分的な活動に限り、上級の消防吏員から当該現場の状況変化等に即応させるための指

揮命令があったときは、前項に準ずるものとする。

(現場指揮本部の設置)

第 18 条 最高指揮者は、災害の状況により、必要があると認めるときは、警防活動を統括するため現場指揮本部を設置する。

2 現場指揮本部において行う任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害状況及び活動状況の把握
- (2) 活動方針の策定
- (3) 活動の全般指揮
- (4) 無線等による指令室、消防隊、消防団、警察機関等との情報連絡
- (5) 水道管理者、電力会社、ガス会社等関係のある者への連絡又は指導
- (6) 報道関係者等に対する情報提供(消防の活動に支障がないものに限る。)
- (7) 必要資器材の確保
- (8) 事業所等の自衛消防組織の活動の把握及び情報収集

(現場指揮本部の標示)

第 19 条 災害現場に現場指揮本部が設置されたときは、指揮体制を明らかにするため、現場指揮本部旗等により明示するものとする。

(火災警戒区域の設定)

第 20 条 最高指揮者は、ガス、火薬又は危険物の漏えい飛散等、事故現場の状況により必要と認めるときは、火災警戒区域を設定し、区域内における火気の使用禁止、一般住民に対する区域外への退去命令、区域への出入の禁止又は制限等必要な措置を講じなければならない。

(活動妨害に対する措置)

第 21 条 消防吏員は、災害現場において、消防活動の妨害し、若しくは支障となる者があるときは、口頭による制止、退去を求める等の措置を講じるとともに、必要に応じ警察機関に協力を求めるものとする。

(活動に対する住民協力)

第 22 条 消防吏員が、災害現場活動に当たり、住民等に協力させる場合は、延焼拡大による危険が著しいとき、又は人命救助の必要性が急迫しているときで、当該住民等の協力によらなければ、その危険排除又は人命救助ができないときに限る。

(資器材の調達等)

第 23 条 最高指揮者は、災害が長時間にわたる場合又は災害の状況により、資器材、食糧の調達及び補給のため必要な措置を講じなければならない。

第 2 節 現場活動

(現場活動の原則)

第 24 条 災害現場における各隊は、相互に連携して人命の安全確保を最優先とし、危険要因の排除及び被害拡大の防止に努めるものとする。

(火災防ぎょ活動)

第 25 条 火災防ぎょ活動は、人員、装備、施設等を有効に活用し、火災による人的及び物的被害を最小限度にとどめるため、迅速かつ的確に行わなければならない。

2 火災現場において特に次の各号に掲げる事項を配慮して活動しなければならない。

- (1) 人命の救助及び避難誘導
- (2) 指令室及び他の消防隊との連携

- (3) 無線の活用
- (4) 水損の防止
- (5) 消防警戒区域の設定
- (6) 飛火警戒の対策
- (7) 残火処理の徹底
- (8) 現場保存

(分団消防隊の活動)

第 26 条 分団消防隊の災害現場活動は、所属消防団長の指揮によるほか当該分団長の指揮命令に従うものとする。

(救助活動)

第 27 条 人命に係る救助活動は、他の災害活動に優先して行い、要救助者の安全確保を主眼として、迅速かつ的確に行わなければならない。

2 前項に定めるほか、救助隊の活動について必要な事項は、救助活動規程及び水難救助活動規程の定めるところによる。

(救急活動)

第 28 条 救急活動は、傷病者の観察、救命及び救護処置を行うとともに、医療機関への搬送を適切かつ迅速に行わなければならない。

2 前項に定めるほか、救急隊の活動について必要な事項は、救急活動規程の定めるところによる。

(その他の警防活動)

第 29 条 その他の警防活動は、消防の目的に適合するものについてのみ行うこととする。ただし、消防長が必要と認めた場合は、この限りでない。

第 3 節 災害現場活動記録及び報告

(災害現場の活動報告)

第 30 条 災害現場活動(救急のみの活動を除く。)を行った指揮者(現場の最高指揮者を除く。以下この条において同じ。)は、その活動種別に応じて隊別火災活動報告書(様式第 3 号)、隊別救助活動報告書(様式第 4 号)及び救急活動報告書(様式第 5 号の 1)を作成し、当該災害現場の最高指揮者に提出しなければならない。

2 前項により記録の提出を受けた最高指揮者は、当該記録に基づき火災活動報告書(様式第 6 号)及び救助活動報告書(様式第 7 号)に活動概要図を添付し、災害発生後速やかに署長を経て消防長に報告しなければならない。

(救急現場の活動報告)

第 31 条 救急現場活動を行った指揮者は、救急活動報告書及び救急活動記録票(様式第 5 号の 2)を作成し、署長に報告しなければならない。

2 その他必要な報告については救急活動規程の定めるところによる。

(その他の災害現場の活動報告)

第 32 条 その他の災害現場活動を行った指揮者は、隊別警戒活動報告書(様式第 8 号)を作成し、当該災害現場の最高指揮者に提出しなければならない。

2 前項により記録の提出を受けた最高指揮者は、当該記録に基づき警戒活動報告書(様式第 9 号)を作成し、災害発生後速やかに署長に報告しなければならないが、災害の規模等を勘案し必要と認めるときは署長を経て消防長に報告するものとする。

第 4 章 特別警備計画

(特別警備計画)

第 33 条 特別警備計画は、次の 2 種に区分する。

(1) 特別消防対象物警備計画 特別消防対象物に対する防ぎょ活動の円滑適正化を図るため、出動基準、水利部署、連携活動等の運用について定める計画

(2) 特殊警備計画 大規模な通行障害、観光行事その他特殊な事象に対する災害防ぎょ、人命救助等の円滑適正化を図るため、出動基準、連携活動等の運用について定める計画

(特別警備計画の樹立及び運用)

第 34 条 署長は、管轄区域内(以下「管内」という。)の特別警備計画を樹立し、その適正な運用を期さなければならない。

2 署長は、特別警備計画を樹立し、変更するときは、消防長に報告するものとする。

第 5 章 非常災害警備

(非常災害警備の種別)

第 35 条 非常災害警備は、大火災及び台風、地震、水害等の自然災害、大規模事故、NBC 災害、武力攻撃等の各種災害に際して、その災害又は事故に対応する名称を冠して称する。

(非常災害警備計画の樹立)

第 36 条 非常災害による被害を防ぎょ及び軽減し、消防隊等が的確かつ円滑に活動を行うため、警備計画を別に定めるものとする。

(非常災害警備の実施)

第 37 条 非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、非常災害警備を実施するものとし、警備の実施及び解除は、消防長が発令する。

(警備本部の設置)

第 38 条 消防長は、非常災害警備の実施のために必要があるときは、警備本部を設置する。

2 警備本部の名称は、警備種別を冠して呼称するものとし、原則として本部に設置する。

(警備本部並びに署の編成及び業務分担)

第 39 条 警備本部の編成及び業務分担は、おおむね別表第 2 のとおりとする。

2 警備本部が設置されたときにおける署の編成及び業務分担は、おおむね別表第 3 のとおりとする。

(非常災害時の増強配置)

第 40 条 災害の態様に応じて消防長が必要と認めた場合は、消防隊等を増強配置する。

2 前項により増強される消防隊等は、人員及び車両並びに被害状況等に応じて配置する。

第 6 章 警防訓練

(警防訓練の種別)

第 41 条 警防訓練は、特別訓練(消防長が実施計画を樹立して行う訓練をいう。)及び通常訓練(署長が実施計画を樹立して行う訓練をいう。)に分ける。

(訓練の実施)

第 42 条 警防訓練区分及び実施方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施区分

ア 個別訓練

警防活動の基礎となる体力の練成、動作及び資器材の操作の習熟等を行う訓練

イ 小隊訓練

部隊活動の基礎となる小隊の団結力、規律、士気及び協同動作を向上させるために行う訓練

ウ 総合訓練

部隊活動の円滑適正化を図るために行う訓練

(2) 実施方法

ア 基礎訓練

消防操法等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練

イ 計画訓練

火災等を想定し、消火活動、人命救助活動又は救急活動についての概括的な活動要領を示して行う訓練

ウ 随時訓練

訓練を実施する者又は訓練の指導を行おうとするものが、その目的に応じ随時行う訓練

2 署長は、管内の災害要因の予測に基づき火災等を想定して行う現地運用訓練(実際に消防隊等を運用して行う訓練をいう。)又は図上運用訓練(図上により消防隊等を運用して行う訓練をいう。)により計画的に小隊訓練及び総合訓練を行うよう配慮しなければならない。

(警防訓練結果報告)

第 43 条 警防訓練を実施した指揮者は、警防訓練結果報告書(様式第 10 号)を作成し、署長に提出しなければならない。

2 署長は、前項に定める警防訓練結果報告書を有効に活用しなければならない。

3 消防長は、警防訓練結果について必要と認めたときは、署長に報告を求めるものとする。

第 7 章 非常招集

(非常招集の種別)

第 44 条 非常招集(以下「招集」という。)は、次のとおりとする。

(1) 非直員(毎日勤務者を含む。以下この条において同じ。)全員の招集

(2) 非直員の必要数の招集

2 消防団員の招集は、前項に準ずるものとする。この場合において、非直員とあるのは、消防団員と読み替えるものとする。

(招集の発令)

第 45 条 消防長は、災害の警備を行うに当たって必要あるときは、消防職員(以下この章において「職員」という。)の招集を発令するものとする。

2 署長は、管内で発生した災害の警備を行うに当たって緊急の必要のある場合は、所属職員の招集を発令することができる。この場合において、署長は、直ちに消防長に報告しなければならない。

(招集の伝達)

第 46 条 署長は、招集が発令された場合(前条第 2 項の規定による場合を含む。)は、所属職員に対し速やかに招集の発令を伝達しなければならない。

(応招等)

第 47 条 職員は、招集の伝達を受けたときは、速やかに所属の課又は署(応招場所が指定されたときは当該場所)に応招し、所属長(本部の課長又は副署長、署長補佐、分署長及び分遣所長をいう。以下同じ。)にその旨報告しなければならない。

2 職員は、非常災害が発生するおそれのあるとき、発生を覚知したときは、招集の発令を待つことなく、努めて参集しなければならない。

(招集の報告)

第 48 条 署長は、招集発令後 30 分(通信途絶の場合は 1 時間)ごとに応招人員等を消防長に速やかに報告しなければならない。

(非常招集票の作成及び整理)

第 49 条 所属長は、非常招集票(様式第 11 号)を作成し、署長に報告しなければならない。

(招集計画の樹立及び予定の実施)

第 50 条 所属長は、この章に定めるところによりあらかじめ所属職員の非常招集計画を樹立しておかなければならない。

2 所属長は、非常招集計画を樹立したとき、その他特に必要があると認めるときは、非常招集の予行を行うことができる。この場合において、消防長の承認を得なければならない。

第 8 章 雑則

(報告事項)

第 51 条 所属長は、災害現場活動等について、次の各号に該当する事項があったときは、消防長に速やかに報告しなければならない。

- (1) 交通事故を起したとき。
- (2) 隊員が死傷したとき。
- (3) 消防機械、消防通信施設等の故障により活動に支障を生じたとき。
- (4) その他報告を要すると所属長が認める重要事項が発生したとき。

(通行障害等)

第 52 条 消防長等は、通行障害、水利故障、火災とまぎらわしい行為等、警防活動上支障のある事象について発見し、又は通知を受けたときは、関係のある消防小隊等への連絡その他必要な措置を行うものとする。

(災害活動検討会等)

第 53 条 署長は、管内における災害現場活動のうち、必要があると認めるものについて、当該活動を行った者その他の関係者の出席を求めて、検討会を災害発生後 10 日以内に開催し、災害活動の適否その他について討議を行わなければならない。

(施行細目)

第 54 条 この規程の施行に関し必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日七尾鹿島消防本部訓令第 2 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日七尾鹿島消防本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 8 条関係) 省略

別表第 2(第 39 条関係) 省略

別表第 3(第 39 条関係) 省略

消 防 本 部
消 防 署
消 防 団

七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画を次のように定める。

平成26年2月1日

七尾鹿島消防本部

消防長 今井純



七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画

(目的)

第1条 この計画は、七尾鹿島消防本部警防活動規程（平成26年七尾鹿島消防本部訓令第1号。以下「警防活動規程」という。）第36条の規定に基づき、七尾鹿島消防本部管内に異常気象による災害が発生し、又は発生する恐れがあるときの消防機関の警備体制について定めるものとする。

(計画の性格)

第2条 この計画は、警防活動規程第35条に定める非常災害警備の発令に至る以前、若しくは至らない場合にあっても、必要に応じて本計画に準じて活動するものとする。なお、管内市町ならびに関係機関が定める各種計画等に対応するものとして運用する。

(警備種別及び発令要件等)

第3条 警備種別は異常気象の種類に応じて呼称するものとし、発令要件及び実施事項については別表第1のとおりとする。

(警備本部の設置)

第4条 消防長は、警防活動規程第38条に基づき、前条の警備種別に応じて消防

本部に警備本部を設置する。

(小隊編成等)

第5条 警備発令時における特設小隊の増強配置については、別表第2のとおりとし、消防本部並びに署の編成及び業務分担は、警備本部の指示によるものとする。ただし、警備本部が設置される以前の活動にあっては所属長の指示によるものとする。

(記録及び報告)

第6条 警備本部は、消防機関が実施した警備に関する一切の記録を行い、警備体制が終結したときは警備記録を集約するものとし、別に定める様式により石川県担当課へ報告するものとする。

(警備体制の解除)

第7条 警備本部は、消防長の発令をもって解除されるものとする。

附 則

この訓は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表第1 警備発令要件及び実施事項

(1) 警備発令要件

	1号警備	2号警備	3号警備
風水害警備	次のいずれかに該当し、消防長が必要と認めたとき 1 雨量が次の通報基準に達し、更に降雨が予想されるとき (1) 雨が降り始めてから50ミリメートルに達したとき (2) 1時間に20ミリメートル以上に達したとき (3) 3時間に40ミリメートル以上若しくは24時間に70ミリメートル以上に達したとき 2 最大風速が毎秒20mを超える見込みのとき	次の警報のうち、1つ以上発表され、消防長が必要と認めたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 (4) 津波警報 (5) 暴風警報	次の警報が発令され、降雨及び風水害等の状況により、特に消防長が必要と認めたとき (1) 特別警報
雪害警備	気象情報等により10センチメートル以上の降雪が予想されるとき、または消防長が必要と認めるとき	大雪警報または暴風雪警報が発令され、積雪が50センチメートル以上に達するおそれがあるとき、または消防長が必要と認めるとき	各署所観測地点で積雪が50センチメートルを超える恐れがあり、または雪害の状況により特に消防長が必要と認めるとき

※風水害1号警備発令時に付加情報があれば「旧七尾市地区」「旧鹿北地区（能登島含む）」「中能登地区」の3つの地区に区分し、情報提供するものとする。

(2) 共通実施事項

	1号警備	2号警備	3号警備
共通実施事項	(1) 非直員(毎日勤務者を含む)の対応準備 (2) 資器材の点検整備 (3) 管内巡らによる情報収集及び報告 (4) 警戒調査及びその状況により必要な措置 (5) 関係機関との連絡協調 (6) 消防団に対する連絡 (7) その他必要な措置	(1) 非直員(毎日勤務者を含む)の必要数招集 (2) 消防団員の必要数招集 (3) 特設小隊の編成及び報告 (4) 警戒調査の強化 (5) 資器材の積載 (6) 必要事項の即報 (7) 関係機関との情報共有 (8) 資器材補給及び調達準備 (9) 災害状況に応じた防ぎょ活動 (10) り災者の救出及び救護 (11) 避難誘導 (12) 警備本部設置の事前準備	(1) 警備本部の設置 (2) 非直員(毎日勤務者を含む)の全員招集 (3) 消防団員の全員招集 (4) 特設小隊の強化及び報告 (5) 警戒調査の強化及び報告 (6) 必要事項の即報 (7) 関係機関との一体活動 (8) 資器材の補給 (9) 災害状況に応じた防ぎょ活動 (10) り災者の救出及び救護 (11) 避難誘導

(3) 個別実施事項

区分	警備活動	行動要領
風水害警備実施事項	情報の収集及び連絡	署、分署及び分遣所に執務中の消防職員は、気象予報並びに気象状況にたえず注意し、雨量、河川の水位等について異常を察知したときは消防本部に通報すること。 また、風水害発生に関係がある情報を得たときから、情報の収集に努めるとともに関係機関と連絡を密にすること。
	河川、沿岸等の警戒、巡視及び被害調査	風水害の発生又は発生の予想がされるときは、以下のことについて管轄区域内の状況を調査し、警備本部へ報告すること。 ア 河川、沿岸等の水位の状況 イ 風水害危険箇所の状況 ウ 被害の状況（人的・物的） エ 道路、田畑の浸水の状況 オ 住民の避難状況 カ その他必要な事項
	人命救助及び災害防ぎよ	被害の発生等の通報を受けた場合、ただちに消防職団員を現地に派遣し、状況を調査させるとともに必要な措置をとらせるものとする。 風水害発生における警備活動は、人命救助を最優先して行うものとし、必要資機材等を活用して被害の軽減に努めるものとする。
	避難誘導及び警戒区域の設定	避難の勧告、指示、伝達、誘導等については関係市町と連絡を密にし、必要に応じて活動すること。
	庁舎及び施設の防護	風水害の発生が予想される場合は、庁舎の防護措置を行うとともに、風水害警備に支障がないよう留意し、重要書類の持ち出し、消防車両等の避難等必要な措置を講じること。
雪害警備実施事項	情報の収集及び連絡	署、分署及び分遣所に執務中の消防職員は、気象予報並びに気象状況にたえず注意し、降雪、積雪状況等について情報収集に努めるとともに積雪が10センチメートルに達し、50センチメートルに達する恐れがあるときは、構成市町へ情報を提供すること。また、冬季指定期間において、警備係当務員は別に定めるところにより積雪観測箇所における積雪状況を9時及び16時に指令室へ報告する。
	なだれ危険地帯対策	なだれ危険地帯については、管内市町と協議して現地調査並びに避難所の設定等万全を期するものとする。
	孤立集落対策	積雪時における孤立集落との連絡方法及び救援等について、管内市町と協議し、対策を講ずるものとする。
	調整員派遣	災害発生時に対応するため、県土木・管内市町・警察機関・医療機関・交通機関と密接な連携体制を確保するとともに管内市町で雪害対策本部が設置された場合は、必要に応じて調整員を派遣するものとする。

別表第2 七尾鹿島消防特設小隊編成表

七尾鹿島消防警備本部 (消防本部・団本部)			
署別	所	属	備考
七尾消防署	七尾第1小隊 (七尾消防署)		非直職員は所属署所に増員するものとする
	七尾第2小隊 (七尾消防署)		
	七尾第3小隊 (七尾消防署)		
	和倉第1小隊 (和倉分署)		
	和倉第2小隊 (和倉分署)		
	中島第1小隊 (中島分遣所)		
	中島第2小隊 (中島分遣所)		
	能登島第1小隊 (能登島分遣所)		
	能登島第2小隊 (能登島分遣所)		
	灘浦第1小隊 (灘浦分遣所)		
	灘浦第2小隊 (灘浦分遣所)		
	田鶴浜第1小隊 (田鶴浜分遣所)		
	徳田第1小隊 (徳田分遣所)		
	中能登消防署		
	中能登第2小隊 (中能登消防署)		
	中能登第3小隊 (中能登消防署)		
消防団	七尾市第1消防団	第1小隊 (袖ヶ江・矢田新・御祓) 第2小隊 (矢田郷・東湊・崎山) 第3小隊 (石崎・和倉) 第4小隊 (徳田・高階) 第5小隊 (北大呑・南大呑) 第6小隊 (東部・中部・西部)	
	七尾市第2消防団	第1小隊 (金ヶ崎・田鶴浜・相馬) 第2小隊 (笠師保・豊川) 第3小隊 (中島・熊木) 第4小隊 (鉦打・西岸)	
	中能登町消防団	第1小隊 (越路・滝尾・御祖) 第2小隊 (鳥屋) 第3小隊 (鹿西)	

消 防 本 部
消 防 署
消 防 団

七尾鹿島消防本部地震災害時警備計画を次のように定める。

平成26年2月1日

七尾鹿島消防本部

消防長 今 井 純



七尾鹿島消防本部地震災害時警備計画

(目的)

第1条 この計画は、七尾鹿島消防本部警防活動規程（平成26年七尾鹿島消防本部訓令第1号。以下「警防活動規程」という。）第36条の規定に基づき、七尾鹿島消防本部管内に地震が発生し、又は発生する恐れがあるときの消防機関の警備体制について定めるものとする。

(警備本部の設置等)

第2条 消防長は、次の各号に定める地震災害等を認知したときは、警防活動規程第38条の規定に基づき消防本部に警備本部を設置する。

(1) 管轄区域に震度4以上の地震が発生したとき、又は構成市・町が地震対策本部を設置したとき。

(2) 管轄区域に津波が発生し、又は津波が発生する恐れがあるとき。

2 警備本部の組織及び業務等は、警防活動規程第39条の規定による。

3 消防団長は、第1項の災害等を認知したとき又は警備本部から要請があったときは、直ちに消防団の初動体制を整えるものとする。

(職団員の非常配備)

第3条 消防長は、地震災害が発生し、又は地震災害が発生する恐れがあると認めるときは、直ちに非常配備を発令するものとし、消防職員及び消防団員は、発令

を覚知しなくとも、地震災害が発生し、又は地震災害が発生する恐れがあることを知ったときは、次の表の基準により直ちに参集し、災害対応にあたるものとする。

在庁の職員は、直ちに平常業務を停止し初動体制をとること。

区分	非常配備の基準	非常配備の人員		参集場所及び対応
地震第1 配備	管轄区域内に震度4の揺れを観測、又は発表があったとき。	本部・署	本部 課長以上 警防課員 指令室員 署 署長、副署長、 分署長、参事、 分遣所長	勤務地とする。
		消防団	副団長以上	
地震第2 配備	被災状況により、人員等が必要な場合。	本部・署	地震第1配備の人員、及び必要人員	勤務地を基本とし、これにより難い場合は直近署所とする。
		消防団	副団長以上、及び必要とする分団の全員	各分団詰所とする。
地震第3 配備	管轄区域内に震度5弱以上の揺れを観測、又は発表があったとき。	本部・署	全職員	地震第2配備の例による。
		消防団	全員	地震第2配備の例による。
津波第1 配備	地震の規模に関わらず、津波予報区（石川県能	本部・署	地震第1配備の人員	予め車両移動を指定されている署所は、指定場所へ消防車両

	登)に「津波注意報」が発表されたとき			と勤務員が移動待機する。 参集は、勤務地を基本とし、車両移動状況に応じて適宜参集する。
		消防団	副団長以上（管轄区域内が震度4未満の場合は中能登町消防団の副団長以上を除く。）、及び計画による車両移動指定分団（車両移動は可能な限り2名以上で行うこと。）	副団長以上は、消防本部又は団本部所在地とする。 予め車両移動を指定されている分団は、指定場所へ消防車両を移動し待機する。 （各5名以上、その他の団員は指定場所へ参集する。）
津波第2 配備	被災状況により、人員等が必要な場合	本部・署	津波第1配備の人員、及び必要人員	勤務地を基本とし、これにより難しい場合は直近署所とする。 ただし、車両移動を指定されている署所へ参集する場合は、車両移動状況に応じて適宜参集する。
		消防団	副団長以上、及び必要とする分団の全員	分団員は詰所へ参集するものとし、又は車両移動指定場所へ参集し、直ちに災害

				対応にあたる。
津波第3 配備	地震の規模に関 わらず、津波予 報区（石川県能 登）に「津波警 報」が発表され たとき	本部・署	全職員	津波第2配備の例に よる。 中能登消防署におい て警備本部を設置す る場合は、中能登消 防署へ参集する。
		消防団	全員	津波第2配備の例に よる。車両移動指定 以外の分団は詰所へ 参集する。
<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに警備本部の体制を確立する。 ・ 消防団員は、災害の初期の段階においては、分団管轄区域の災害防除にあたる。ただし、本部の指示があったときはこれに従うものとする。 ・ 車両移動等のいとまがない場合は職員及び団員の生命を優先した行動をとるものとする。 				

2 消防署長は、参集人員等を警防活動規程第48条の規定により消防長に即報するものとする。

3 参集者は、徒歩、自転車及びバイク等による参集を基本とし、筆記用具、現金、ラジオ、携帯電話等の通信用品、水筒、非常食、医薬品等数日間の行動が可能な最低限度の非常携行品を携行すること。

(職団員の事前の備え)

第4条 消防職員及び消防団員は、家族に対して、平素から地震災害時の消防機関の任務を認識させ、非常参集の意義等について理解させておくとともに発災時の措置として避難場所、避難時期とその方法及び連絡方法、近隣助け合いの心得等

の教育に努め、非常携行品、飲料水、食料、医薬品等の備蓄をしておくものとする。

(災害情報の速報)

第5条 警防課指令係は、管轄区域に被害が発生する恐れのある地震災害情報を覚知したとき又は地震災害が発生したときは、直ちに消防署所及び関係機関等へ速報するものとする。

2 消防署所及び関係機関等への速報は、次の手順によるものとする。

- (1) 消防署所 (一斉指令又は無線電話)
- (2) 職員 (電子メール又は電話)
- (3) 消防団員 (電子メール及びサイレン又は電話)
- (4) 構成団体 (電話及びFAX)

ただし、津波発生等の緊急情報は、第2号に優先して関係市・町へ音声告知端末による緊急広報を依頼する。

- (5) 石川県危機管理監室消防保安課 (電話及び県総合防災情報システム)
- (6) 石川県航空消防防災グループ (電話及びFAX [応援の必要等に応じて])
- (7) 石川県消防長会 (電話及びFAX [応援の必要等に応じて])
- (8) 隣接消防機関 (電話及びFAX [応援の必要等に応じて])
- (9) 報道機関、電力会社、電話会社、鉄道会社、警察、主な医療機関 (電話及びFAX [必要に応じて])
- (10) その他、必要に応じて音声告知端末による広報等本部の指示による。

3 指令室長は、指令係員により第1項の速報体制を確立しておくものとする。

(非常通信体制への移行)

第6条 消防本部警防課長、指令室長及び消防署長は、地震災害が発生し、有線電話による通信が途絶又は不通になったときは、直ちに次の非常通信体制に移行するものとする。

- (1) 無線中継局に障害が発生し、指令室からの無線交信が不能となったときは、バックアップ無線基地局による各エリアの非常通信体制へ移行するものとする。
- (2) バックアップ無線基地局 (本部、中能登消防署、和倉分署、中島分遣所、能登島分遣所及び灘浦分遣所に配置の基地局無線) 及び車載無線による非常通

信体制

(3) 市・町音声告知端末による災害情報広報体制

(消防隊員の増強と部隊編成)

第7条 非常配備体制発令時の部隊編成は、警防活動規程第40条に定めるところによる。

附 則

この訓は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

消 防 本 部
消 防 署

七尾鹿島消防本部NBC災害等警備計画を次のように定める。

平成26年2月1日

七尾鹿島消防本部

消防長 今 井 純



七尾鹿島消防本部NBC災害等警備計画

(目的)

第1条 この計画は、七尾鹿島消防本部警防活動規程(平成26年七尾鹿島消防本部訓令第1号。以下「警防活動規程」という。)第36条の規定に基づき、七尾鹿島消防本部管内に大規模な被害をもたらす放射性物質による災害、生物剤又は化学剤(以下「BC剤」という。)による災害、有毒ガス又は毒劇物(以下「危険物質等」という。)による特殊な災害事象(以下「NBC災害等」という。)が発生し、若しくは発生するおそれがあり、又は被害の拡大が予想される場合における消防機関の警備体制について定めるものとする。

(警備本部の設置)

第2条 消防長は、次の各号に定める災害等を認知したときは、警防活動規程第38条の規定に基づき、消防本部に警備本部を設置する。

- (1) 放射性物質の漏えい、流出及び飛散等による事故
- (2) 人為的、計画的若しくは事故によるBC剤の散布、漏えい及び流出した事故
- (3) 危険物質等の漏えい、流出及び飛散又はこれらの火災、爆発等による事故
- (4) 第1号から第3号の事故であると予測される場合、若しくは発生するおそれがある場合、又は発生した時に被害の拡大が予想される場合

(現場活動の原則)

第3条 現場活動においては、警防活動規程第24条の規定に基づき負傷者の救助、救命活動を最優先とし、警察、医療施設、その他関係機関との連絡を密にするとともに、放射性物質の遮へい及び屋内退避、BC剤又は危険物質等の排除、中和及び除染等適切な活動に努め、人命被害の拡大防止を図ることを原則とする。

(出動部隊の編成と出動区分)

第4条 特殊災害等に係る出動部隊は、警防活動規程第7条の規定に基づき編成し、出動する。

(出動の事前準備)

第5条 初期の通報によりNBC災害等であると判断した場合、若しくは関係する付加情報を得た場合、又は先着小隊がNBC災害等であると判断した場合は別表第1に掲げる資機材を積載し出動するものとする。

2 出動車両外部の装備品は極力内部装備とし、また窓を閉める等車内への外気流入防止措置を行う。

3 多数の負傷者が予想される場合は、応急救護所設置用エアーテント、医療資機材、搬送用担架等の増強を行うとともに、負傷者被覆用毛布、保護服、防毒マスク、ゴーグル、ディスポグローブ等を準備して救護する隊員の二次汚染防止措置を講じる。

(現場指揮本部の設置)

第6条 NBC災害等発生時における現場指揮本部(以下「指揮本部」という。)は警防活動規程第38条の規定に基づき設置するものとする。

2 他の関係機関が指揮本部を開設した場合には、協議の上、合同指揮本部を設置する。

(指揮本部の設置場所)

第7条 指揮本部の設置については、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 現場全体が把握でき、かつ、各部隊の集結が容易な場所
- (2) 応急救護所との連絡が容易な場所
- (3) 二次災害発生危険のおそれのない場所
- (4) 通信障害のない場所
- (5) 関係機関との連絡、情報交換が容易な場所

(指揮の基準)

第8条 指揮本部の編成は、警防活動規程第13条の規定に基づき最高指揮者を定めるとともに、同規程第16条の規定に基づき別表第2のとおり活動区分に応じた担当指揮者を定めることができるものとする。

(警戒区域と危険区域の設定)

第9条 第2条に掲げる災害発生時は、警防活動規程第20条の規定に基づき指揮本部の最高指揮者は物質の性質を考慮して、別表第3の基準によりホットゾーン、ウォームゾーン及び火災警戒区域、消防警戒区域を設定しなければならない。

(活動範囲)

第10条 出動各部隊の装備別活動範囲については、別表第4の指定に基づき活動するものとする。

(活動上の留意事項)

第11条 第2条第1号に掲げる災害発生時は、活動開始から終了まで個人線量計を携行し、活動中は常時被ばく値を確認しながら行動すること。また積算被ばく線量が限界値(9mSv)に達した隊員は脱出させ、人員を交替すること。

2 女性隊員については出場させないことを原則とし、やむを得ず必要な場合は、被ばく汚染の少ない安全な区域内に限定して活動すること。

3 放射線危険区域への隊員の進入は、原則として交替要員の確保と除染体制の確立後に開始すること。

(被ばく管理)

第12条 第2条第1号に掲げる災害発生時は、隊員の被ばく線量を管理するため様式第1号(放射線汚染被ばく状況記録表)及び様式第2号(放射線個人被ばく管理表)に記録し、将来にわたり適正に管理すること。

(被ばく限度基準)

第13条 消防活動における隊員の被ばく限度基準は別表第5のとおりとする。

(除染)

第14条 第2条第1号に掲げる事案活動終了後、隊員は防護服を離脱し、汚染袋に密閉後、詳細検査を実施すること。また汚染が認められた場合は、放射線物質専用除染液等を用いて皮膚等を拭き取りにより除染を行うとともに別表第6に留意すること。

(応援要請)

第15条 消防長は、特殊災害の様態から現有の消防力では対応できないと認めた場合は、石川県広域消防応援協定に基づき応援要請を行うものとする。

(関係機関との協力)

第16条 消防長は、この計画の運用に遺漏のないよう警察署、保健所、医療施設及びその他の関係機関と常に密接な連携を保たなければならない。

(警備本部及び現場指揮本部の解散)

第17条 消防長、署長又は現場最高指揮者は、消防活動の推移により特に必要と認めるときは、警備本部及び現場指揮本部の規模を縮小できる。

2 警備本部及び現場指揮本部は、災害の終息をもって消防長、署長又は現場最高指揮者が解散宣言する。

(訓練計画)

第18条 所属長は、この要領の円滑な運用を図るために関係機関等の協力を得て、大規模な特殊災害の発生を想定した総合訓練を随時行うとともに定期的に各隊員の教養を行わなければならない。

附 則

この訓は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

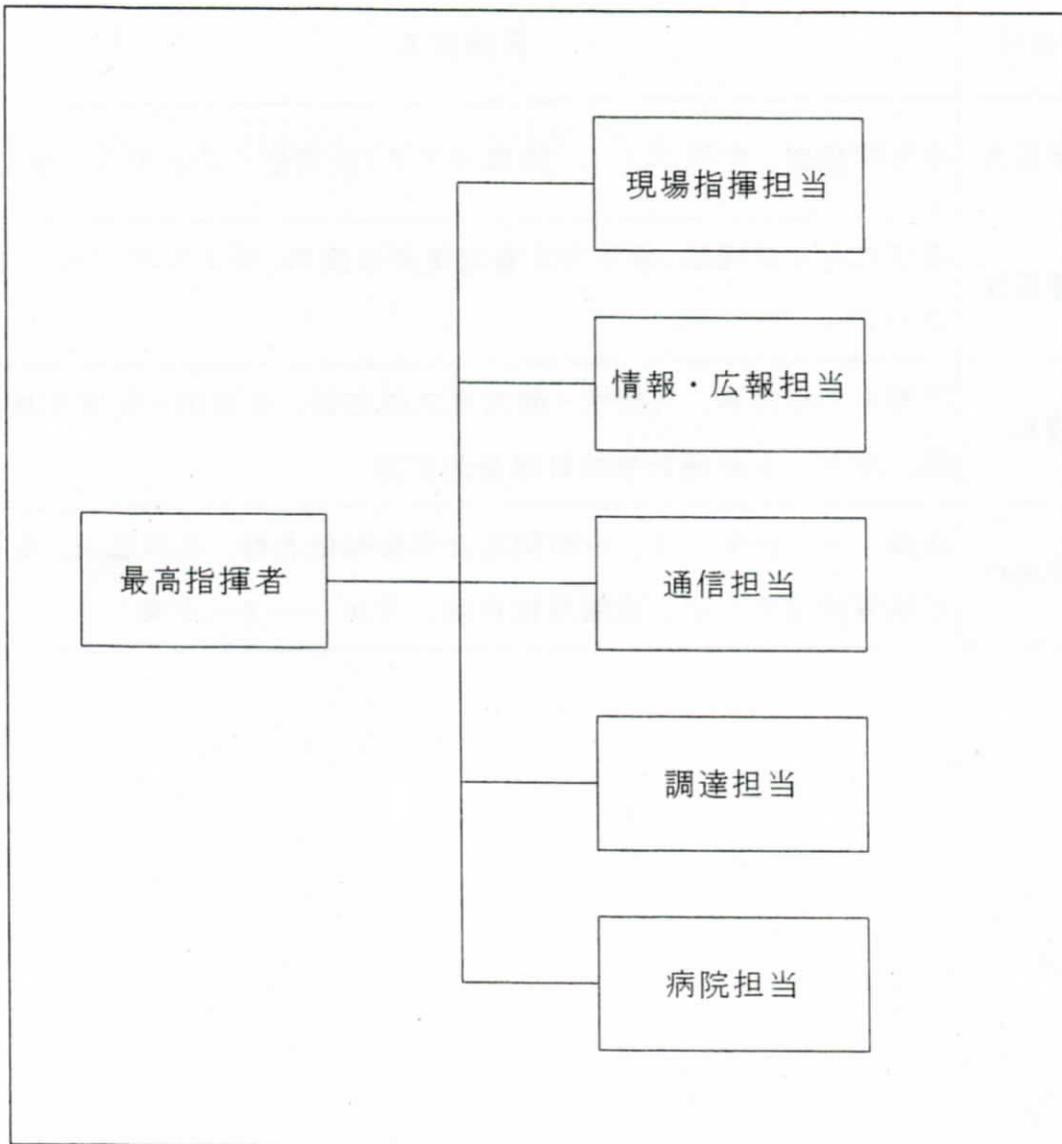
別表第1

NBC災害等対応資機材

主要資機材	資機材名
呼吸保護器具	空気呼吸器、空気ポンペ、防毒マスク(吸収缶・フィルター含む)
身体保護器具	陽圧式化学防護服、原子力災害対策用保護服、ディスポグローブ、ゴーグル
測定器具	有毒ガス検知器、可燃性・酸欠ガス測定器、生物剤・化学剤検知紙、ポケット線量計等放射線量測定器
その他資機材	除染シャワーセット、中和剤及び中和剤散布器、送排風機、警戒区域等設定テープ、広報用拡声器、イエローカード等

別表第 2

現場指揮本部の編成



別表第3

NBC災害等発生時における危険区域等の設定基準

◎ ホットゾーンの設定

- 放射性物質、BC剤及び危険物質等による危険区域
 - ・ 放射線量及び毒性ガス濃度が人体許容濃度を超える区域
 - ・ 放射性物質、BC剤及び毒性ガスの飛散、流出濃度の高い区域
 - ・ 放射性物質、BC剤の所在が確認された区域
 - ・ 体調に何らかの異常が現れた区域

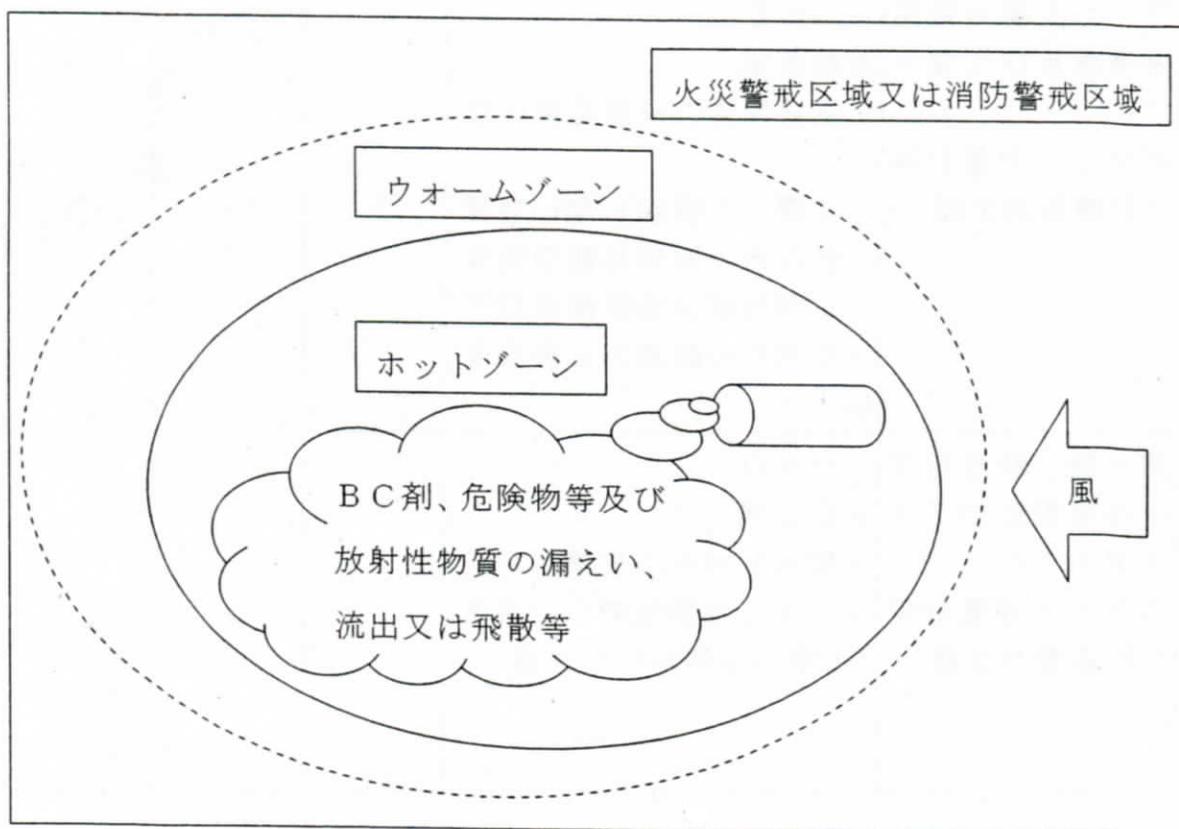
◎ ウォームゾーンの設定

- 最高指揮者が必要と認める危険区域
 - ・ 関係者が退避勧告した区域
 - ・ 災害実態から判断して汚染のおそれがあると予測される区域
 - ・ 品名及び物性が不明な場合であって、臭気、刺激臭、有色ガスを確認した区域
 - ・ 放射性物質、BC剤及び危険物質等の有無が不明であっても、現場の状況によりこれらが存在している可能性が高い区域

◎ 警戒区域等の設定

- 火災警戒区域
- 消防警戒区域

危険区域と警戒区域の設定イメージ図



別表第4

NBC災害等発生時における装備別活動範囲の指定

区域設定		危険度	ホットゾーン	ウォームゾーン	火災及び消防警戒区域
服装・装備品等					
身体防護措置	陽圧式化学防護服及び空気呼吸器ポケット線量計等放射線量測定器	レベルA 活動区域 ・物質名が不明な区域 ・濃度が不明な区域 ・原因物質付近での活動 ・化学剤が噴出する区域 ・放射性物質の存在する区域	○	○	○
	陰圧式化学防護服又は防毒衣及び空気呼吸器ポケット線量計等放射線量測定器	レベルB 活動区域 ・皮膚からの吸収のない物質の区域 ・直接飛散を受ける可能性のない区域 ・放射性物質の影響を受けない区域	×	○	○
	原子力災害対策用保護服及び防毒マスクポケット線量計等放射線量測定器	レベルC 活動区域 ・直接物質の飛散を受けない ・皮膚から吸収しない物質 ・吸収缶で除去可能な物質 ・化学物質が危険濃度以下 ・空気中の酸素が必要濃度以上	×	×	○
	防火服、救急服又は作業服及びディスポマスクポケット線量計等放射線量測定器	レベルD 活動区域 ・警戒区域外の皮膚、呼吸に対する危険性のない場所(土壌の汚染からの保護)	×	×	○

別表第 5

消防活動における隊員の被ばく限度基準

※ 消防活動における隊員の被ばく限度基準

- 1 1回の消防活動における被ばく線量限度は、10 mSvとする。
- 2 被ばく線量が30 mSvを超えると予想される区域に消防隊員を進入させてはならない。
- 3 人命救助のために、やむ得ない場合は100 mSvを限度とすることができる。
- 4 1年間の積算被ばく線量が50 mSvに達した場合は、以降5年間、放射線災害現場で活動させてはならない。

別表第6

N災害時の除染要領の留意事項

※ N災害時の除染要領の留意事項

- 1 N災害における除染の基本は「拭き取り」
- 2 除染に必要なもの
大小ビニール袋、ポリバケツ、荷札、サーベイメータ、バスタオル、
ポンチョ替え下着や替え靴下
- 3 除染の順番
手 ⇒ 頭髪 ⇒ 頭 ⇒ 顔面 ⇒ 皮膚の順に拭き取りを行う。
- 4 除染時に留意事項
 - (1) 創傷・熱傷がある場合
 - ア 創傷部位の衣服を脱がせ（衣服を切り取る）、汚染の拡大を防ぐための滅菌ガーゼを当てる。
 - イ 創傷部位を滅菌精製水で洗い流す。
 - (2) 頭髪・頭部
 - ア 頭髪は湿った布等で毛先に向かって拭き取る。
 - イ 頭部皮膚は湿ったガーゼやウエットティッシュで拭き取る。
 - (3) 顔面
 - ア 眼は滅菌精製水（または水道水）で除染側を下にして受水器を当てながら洗い流す。
 - イ 鼻は本人に鼻をかませてから、湿った綿棒で軽く拭き取る。
 - ウ 口は口角を綿棒で拭き取り、洗ってからうがいをさせる。
 - エ 耳は表面をよく拭き取ってから、湿った綿棒で耳の穴を拭き取る。
 - オ 眼、鼻、口、耳に汚染水が入らないように十分注意する。
 - (4) 皮膚
 - ア 皮膚は中性洗剤を付けた布で拭き取る。落ちないときはスポンジか柔らかい毛ブラシを使って数回拭き取る。
 - イ 拭き取りの注意事項は、汚染部位を中心に、中心に向かって拭き取るようにする。
 - ウ 一度に使ったガーゼ、綿棒は再使用せずに新しいものを使う。
 - エ 落ちにくい場合は、オレンジオイルやラジアク・ウォッシュ等の除染剤を使う。
 - オ 中性洗剤は原液を使うが、皮膚の弱い者は2～数倍に薄めて使ってもよい。